

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第2ブロック及び第5ブロック）に係る公募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第2ブロック）及び姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第5ブロック）

(2) 業務の履行場所及び業務の概要

次のア及びイに掲げる放課後児童クラブにおいて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業として本市が運営する放課後児童クラブの管理運営を、民間事業者に委託するもの。

ア 姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第2ブロック）

八木放課後児童クラブ（姫路市八家50番地）ほか11クラブ

イ 姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第5ブロック）

飾磨放課後児童クラブ（姫路市飾磨区恵美酒22番地）ほか7クラブ

(3) 業務期間

ア 姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第2ブロック）

契約を締結した日から令和12年3月31日まで

イ 姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第5ブロック）

契約を締結した日から令和13年3月31日まで

(4) 提案上限金額

ア 姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第2ブロック）

965,084千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

イ 姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第5ブロック）

1,257,322千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 プロポーザルの実施

(1) 本件は、姫路市放課後児童クラブ運営業務委託（第2ブロック及び第5ブロック）公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

なお、同要項は、姫路市こども未来局こども育成部こども総務課及び姫路市役所ホームページ(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033382.html>)で提供する。

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市こども未来局こども育成部こども総務課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地（姫路市役所本庁舎2階）

電話 079-221-2719

E-mail kodomosoumu@city.himeji.lg.jp